

公営住宅の整備基準について

関係法律	公営住宅法第5条
法律の内容	これまで全国一律に制定されていた公営住宅及び共同施設の整備基準を、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めるものとされた。
国の基準令	公営住宅等整備基準
独自基準の制定	市において検討した結果、 <u>参酌基準として見直された</u> 国の基準の内容を条例基準として決めました。
用語の説明	
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	建設課 63-8825